制度が始まりました。

って個々人に割り振られる個人

本方針や取扱規程を整備する必

が必要となります。

くの企業や団体が個人情報の基

マイナンバー制度の実施に伴

に関する法律 (番号法)」が施 を識別するための番号の利用等

事業者については緩和措置があ

ります(Q5にて詳述する)。

そのため、

基本的に今後は多

税務関連の書類に、従業員や取

類や給与所得の源泉徴収票等の に提出する、社会保険関連の書

引先の個人番号を記載すること

いよいよマイナンバー

手続における特定の個人

定や取扱規程の策定が要求され

ただし、

一部の中小規模

業や団体は、

平成28年

7

イナンバー制度の開始に

より、

金融機関を含む企

団体には、厳格な基本方針の策 報の取扱い・管理を行う企業や

成27年10月5日、

. 「行政

特例を定めた法律であるといえ ら、番号法は個人情報保護法の 番号も個人情報に当たることか

> 融機関でも取引先に対してアド 要があるといえるでしょう。

は、従来煩雑だった各種行政手

ページですでに公表されて 帳票については国税庁のホー

71

人番号の記載が求められるの

各種手続書類や届出書類に個

ホームページで、

Q&A 取引先から聞かれるこんな疑問に答える!

当社も個人情報の管理を 個人情報保護法の改正で 厳格に行う必要はある?

個人情報の取扱い①



一般企業でも、個人情 報データベース等を事業 の用に供している「個人 情報取扱事業者」に該当 すれば、個人情報保護法 の規定に基づき、個人情 報の管理を厳格に行う必 要があります。

等(18条)、データ内容の正確 取得に際しての利用目的の通知 (15 条)、 は厳格な規定が設けられていま 具体的には利用目的の特定 個人情報の管理について 行の個人情報保護法上、 適正な取得(17条)、 利用目的による制限

三者提供の制限

●改正で範囲が拡張

報データベース等を構成する個

報の管理を厳格に行う必要があ 外されていた中小企業も個人情

そして、今後、中小企業が行

定が撤廃されており、

これまで

「個人情報取扱事業者」から除

においては、このような除外規

しかし、改正個人情報保護法

事業の用に供する個人情 行の個人情報保護法上、

人情報によって特定される個人

なお、平成27年9月に公布さ (Q2にて詳述する)。 従来は

扱事業者」から除外されていま

0を超えない者は「個人情報取 のいずれの日においても500 の数の合計が、過去6ヵ月以内 個人データに関する事項の公表 (23 条)、

され、一般企業でも「個人情報 等(24条)など様々な規定があ を厳格に行う必要があります。 の規定に基づき個人情報の管理 取扱事業者」に該当すれば前述 「個人情報取扱事業者」に適用 ス等を事業の用に供してい これらは個人情報デー -タベ

個人情報の適用がなかった一般 範囲が拡張されており、 企業についても同法が適用され ては「個人情報取扱事業者」の た改正個人情報保護法にお

置(20条)、従業者の監督(21

委託先の監督 (22条)、

を扱わない企業は「個人情報取 にそれほどまで多くの個人情報

したがって、中小企業のよう

等を行うこと等が挙げられま

に対する適切な監督を行うこ を講ずること、従業員や委託先 情報の管理につき安全管理措置 うべき重要な措置として、個人

性の確保(19条)、安全管理措

保有

個人情報の管理が必要? ウチのような中小企業も 必要なら何をする?

個人情報の取扱い②

改正個人情報保護法に

●改正で除外規定が撤廃

ことはありません。

情報保護法上の義務が課される 扱事業者」から除外され、

が求められます。

より、これまで「個人情 報取扱事業者」から除外 されていた中小企業も個 人情報の管理を厳格に行 う必要があります。安全 管理措置を講ずること等

個人番号の記載が いつ提出する資料から 必要になるの? 番号を記載することが必 要になります。これに伴 い、各種書類の書式が切

個人情報の取扱い③

基本方針や取扱規程を

企業も厳格な個人情報

 \mathcal{O}

 $\mathbb{Q}4$

個人番号の取扱い①

整備する必要があるの?

●多くの企業で整備が必要

マイナンバー制度の導

入により、ほとんどの企

業や団体は個人番号(個 人情報)を取り扱うこと

になり、合わせて多くの

企業や団体が個人情報の

基本方針や取扱規程を整

って、今後、ほとんどの企業や

平成28年1月以降に

提出する、社会保険関連

の書類や税務関連の書類

に従業員や取引先の個人

ナンバー制度の導入によ

体は個人番号(個人情報)

備する必要があります。

取得が必要となります。

番号法上、

個人番号を含む情

生活の効率化を図るとともに、

社会保障や税の分野において公

います。 正化を図ることが目的とされて ●書類の書式が変更 これに伴い、平成28年

り替わります。

の関係省令によって定められま は、社会保障、国税、 替えられる予定です。 欄が設けられた新書式へと切り 降、各種書類は、 人番号の記載が必要となるのか 具体的にどのような帳票に個 個人番号記載 地方税等

届出書については厚生労働省の す。例えば、社会保障に関する 国税に関する

